内閣衆質一六四第九七号

平成十八年三月三日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省の対日関係についての声明に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省の対日関係についての声明に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ね の声明は、 ロシア連邦外務省公式ホームページに掲載されており、 その日本語仮訳は、 次のとお

りである。

「モスクワでは、 麻生日本国外務大臣が最近公に行った、露日関係に関する諸問題及びロシアと第三国

との関係に触れられた一連の発言が注目された。

我々は、これらの発言の内容を、 日本側が、よく知られているようにロシアと日本が相反する立場を堅

持している、 当事者不在の公の場における平和条約問題に関する論争の中で、二国間関係の発展の方途に

関する真剣かつ時として容易でない対話を行う意向である証拠としてとらえている。

仮に、 日本側が、この問題に関する相互に受入れ可能な解決方法の模索に本当に関心を有するのであれ

ば、パートナーとしての観点から受け入れることは全くできない、ましてロシアへの内政干渉と解され得

る発言を公に行うことは控えるべきである。

我々の考えでは、このような発言は、二千五年十一月の露日首脳会談の結果として達成された諸合意の

_

内容及び精神に合致していない。

二月二十二日、 ロシア外務省に在ロシア連邦日本国臨時代理大使が招致され、 本件に関する相応の申入

れがなされた。」

二について

御指摘の公電は、 平成十八年二月二十二日午後七時二分に外務省において受信した。

三及び七について

平成十八年二月二十二日、アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官(以下「アレクセーエフ次官」とい

う。)が秋元義孝在ロシア連邦日本国臨時代理大使(以下「秋元臨時代理大使」という。)を招致し、 同

月十八日に行われた第十三回外務省タウンミーティングにおける麻生太郎外務大臣の日露関係等に関する

発言につき申入れが行われ、これに対し、秋元臨時代理大使は、 申入れの内容については本国に伝えるこ

と等を述べた。これらの事実関係等を内容とする対外応答要領は、 外務省において作成されている。アレ

クセーエフ次官と秋元臨時代理大使の会談は、 約四十分間行われ、 会談中に飲料が提供された。

四について

御指摘の事実はある。

五について

お尋ねについては、 個別具体的な状況を踏まえて判断されるものであり、一概にお答えすることは困難

である。

六について

お尋ねについては、ロシア連邦政府との関係もあり、お答えを差し控えたい。